

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|----------------|
| 1 契約件名 | 市道4226号道路災害復旧工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市長坂2丁目8番15号 |
| | 名称 | (株)UNAI ROAD |
| 5 案件の概要 | 工事延長 18.2m 幅員 4.5m 路体盛土工 1式 舗装工 A=49.5m ² 付帯工 1式 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 令和3年7月1日から3日にかけての豪雨による道路災害【道路災害報告『道路維持課 No.63』】により市道路肩法面が崩落したことで、通行に支障をきたしているため。 | |
| | 緊急工事処理要綱により契約済みであるため。 | |
| 8 作成部課名 | 土木部 道路補修課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|----------------|
| 1 契約件名 | 長井海の手公園放送設備改修工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市衣笠栄町3-19-3 |
| | 名称 | (株)スマイルテクノシステム |
| 5 案件の概要 | 本工事は、長井海の手公園において、放送設備工事を施すものである。 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | 入札不調等により、緊急に契約する必要性が生じたとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本工事は、令和3年9月17日付け横須賀市公告契約第0582号の入札において、入札参加者が最低制限価格を下回り落札外となり不調になった案件である。長井海の手公園は、放送設備について、近年音質の悪化等が発生しており、公園内の避難放送等防災設備も兼ねているが、公園内の一部では聞きとれない状況である。また、長井海の手公園は横須賀市で最も利用者数が多い施設のため、4～11月の繁忙期の施工は不可能である。市民の生活及び施設運営に支障が出るため、令和4年3月竣工のスケジュールとする必要がある。 | |
| | 当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、予定価格の70%以上かつ最も低い金額で応札し、契約の意思表示をした事業者であるため。 | |
| 8 作成部課名 | 都市部公共建築課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|---------------|
| 1 契約件名 | 市道7757号道路補修工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市大矢部3-2-17 |
| | 名称 | 相模開発株式会社 |
| 5 案件の概要 | 工事延長 84.0m 幅員 1.3~3.1m 舗装工 A=180.0m ² 区画線工 1式 付帯工 1式 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | 入札不調等により、緊急に契約する必要性が生じたとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本市と(一社)横須賀建設業協会との間で防災協定を締結しており、当該路線の担当事業者であることから、現場に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため。 | |
| | 本市と(一社)横須賀建設業協会との間で防災協定を締結しており、当該路線の担当事業者であることから、現場に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 土木部道路補修課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|---|--------------|
| 1 契約件名 | 諏訪公園災害防止工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市池上3-2-6 |
| | 名称 | 東建設株式会社 |
| | 電話 | 046-851-1132 |
| 5 案件の概要 | 災害防止工事 1式 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 6 緊急で実施する必要性 | 2021年7月3日大雨の影響により、市が所有する公園石積みの一部が崩落し、現在、復旧工事を履行中である。その隣接部における石積みが被災箇所と同形状であることから土圧の負荷に耐えられず、同様な倒壊するおそれが想定されるため、早急に災害防止工事を施す必要性があるため。また、上記施工と併せて公園利用者の利便性が向上する園路改修工事を行うことができるため。 | |
| | | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 隣地の施工者であり緊急工事処理要綱により契約済みである。 また、入札と比較して費用の低減が見込めるため。 | |
| 8 作成部課名 | 環境政策部公園建設課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|--------------|
| 1 契約件名 | 市道2073号棧橋補修工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市佐原3-3-30 |
| | 名称 | 有限会社 三成港湾 |
| 5 案件の概要 | 浦賀港の東西を結ぶ市道2073号線の東側棧橋の補修工事 工事延長 5.2m 工場製作工 N=1基 棧橋工 N=1基 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 浦賀港の東西を結ぶ市道2073号線の「浦賀の渡し」の渡船運航事業が令和4年4月より民間事業者に譲渡することが決定し、基本協定を事業者と締結するにあたり協議を行い棧橋を確認したところ、東側渡船場棧橋が想定以上に腐食及び劣化が進行しており、この状態では今後安全に運行を行うことが困難と判断され、譲渡前に補修を行う必要があるため。 | |
| | (有)三成港湾は、当該場所の棧橋設置工事及び過去数回にわたり棧橋補修工事を行っており、棧橋構造を熟知しており、工事の安全かつ早急な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 道路補修課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|-------------|
| 1 契約件名 | 道路標識等設置工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市池上3-2-6 |
| | 名称 | 東建設(株) |
| 5 案件の概要 | 本工事は、今年度新たに就航した北九州行きフェリーを乗降する車両と歩行者の事故を防止するため新港ふ頭の入口に安全標識の設置、また、決まったルートを走行させるため、国道及び市道にフェリー乗り場の案内標識を設置するものである。 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 新港ふ頭の近隣の住民から大型車と歩行者の事故を未然に防ぐよう強い要望があり、応急で仮設標識を設置したが、早急に本設の標識を設置する必要があったため。 | |
| | 上記業者は、みなと振興部が発注した道路案内標識等調査業務を請負いその中で、設置看板の検討を行ったこと、また、国道の維持管理業務を請負っており、現場に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | みなと振興部港湾整備課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|---|----------------|
| 1 契約件名 | 久里浜地区保安施設設備設計及び保安規程策定業務 | |
| 2 契約書種別 | 工事委託 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 東京都文京区本駒込5-4-7 |
| | 名称 | ポートコンサルタント(株) |
| 5 案件の概要 | 本業務は、久里浜地区において新たなソーラスエリアの保安施設設備の設計及び保安規程を策定を行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> | |
| | 契約の履行内容を秘密にする必要があるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 保安設備の設計及び保安規程の策定は、SOLAS条約に基づいた、機密性の高いものであるため。 | |
| | 「久里浜地区保安施設検討調整資料作成業務」を請け負っており、国土交通省と機密性の高い調整を円滑に行うことができ、本市の状況を十分に理解し、早期にSOLAS条約に基づく保安設備の設計及び保安規程の策定を行うことができるため。 | |
| 8 作成部課名 | みなと振興部 港湾整備課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 1 契約件名 | し尿等下水道投入施設高濃度残留塩素濃度計他ほか修繕工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー |
| | 名称 | 株式会社 西原環境 東京・東北支店 |
| 5 案件の概要 | <p>本工事は、し尿等下水道投入施設の以下の設備の更新を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱臭用薬液監視用の残塩計、pH計 ・し渣の脱水プレス機用減速機 ・自動扉用とし渣袋詰用の空気圧縮機 ・上水用の揚水ポンプ | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> | |
| | <p>既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき</p> <p>本施設は、年末年始や土日を除き、バキューム車で搬入されるし尿等を希釈し、下水道へ放流する施設であるが、機器設備の整備不良または故障等により停止することが許されない施設であり、工事遂行にあつては、プラント全体の機能・性能を損なうことなく、施設が稼働していない休日、または施設の稼働に影響のない時間帯に迅速かつ確実に行う必要がある。</p> | |
| 7 随意契約先の選定理由 | <p>随意契約先は、し尿等下水道投入施設の設備・システム全体の設計・施工者であり、また毎年随意契約で点検整備委託を行っており、現場の状況及び施工技術に精通した迅速かつ確実に安全な施工が期待できるため。</p> | |
| 8 作成部課名 | 資源循環部資源循環施設課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|----------------|
| 1 契約件名 | 前耕地川河床災害復旧工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市長沢2丁目8番14号 |
| | 名称 | 株式会社 ハイウッド |
| 5 案件の概要 | 工事延長 6.1m 河床幅 2.3m 河床工 L=6.1m | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき 河床の洗掘対策として設置した球型護床ブロックが、令和3年12月1日午前の集中豪雨の影響によりめくれ上がり、河川の断面を阻害していることから、撤去及び復旧の緊急措置が必要である。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 緊急工事処理要綱に基づき、請書を取り交し、既に着手済みであるため。 | |
| 8 作成部課名 | 土木部 河川・傾斜地課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|---------------|
| 1 契約件名 | 久里浜地区計量設備整備工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市佐原4丁目9番1号 |
| | 名称 | 株式会社 北斗 |
| 5 案件の概要 | 本工事は、久里浜地区において計量設備を整備するものである。 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 横須賀港新港地区におけるフェリー就航に伴い、既存のふ頭利用者の事業に支障をきたしており、久里浜地区で計量設備が整備されるまで、新港で事業を継続するにあたり沖待ちなどの補償費が発生するため、早急に整備を進める必要がある。 | |
| | 本工事は、早急な整備が必要であるとともに「機械」「電気」などの複合的な要素のある工事である。機械器具設置工事に登録のある複数の業者に見積り依頼を行い、特殊性や調整力、早急に工事着手を行える市内業者と契約を結ぶものである。 | |
| 8 作成部課名 | みなと振興部 港湾整備課 | |

随意契約理由書

| | | |
|-----------------|--|-----------------|
| 1 契約件名 | 令和3年度電子式水道メーター装置交換等工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第7号> | |
| | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 海老名市中央2-9-50 |
| | 名称 | アズビル金門(株)神奈川営業所 |
| 5 案件の概要 | 検定期間満了に伴い、電子式水道メーター交換等の工事をするものである。 | |
| 6 有利な価格が見込まれる理由 | <適用要件> | |
| | その他、有利な価格で契約できる見込みであるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 水道メーターは、口径別に本市の承諾を得たものとしている。電子式水道メーター交換等工事は、かねてより本市給水区域内に設置されている水道メーターメーカーによる検定満期、故障等の交換工事及び故障等に係る装置修繕工事を行うものとして維持管理を行ってきた経緯がある。 | |
| | 令和3年度の交換対象のメーターの接続先である集中検針盤等は、今回交換不要だが他社メーターの場合は、集中検針盤等付属設備の交換が生じるため工事費用が高価になってしまう。既存設備のメーカーとの契約が安価に施工できる。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局 経営部 経営料金課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|--|--------------|
| 1 契約件名 | 鋼管管路電気防食に伴う継手整備工事(2021の1) | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第8号> | |
| | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市長井2-7-10 |
| | 名称 | (株)鈴木商会 |
| 5 案件の概要 | 横須賀市長浦町2丁目19番地先において、鋼管管路(φ600, SP)を電気防食するに先立ち、既設管の継手部分を整備するものである。 | |
| 6 入札結果の状況 | <適用要件> 入札参加事業者の中で、最も低い入札価格を提示した等、契約できる可能性が最も高い事業者であるとき | |
| | 令和3年5月24日付け横須賀市上下水道局公告契約第5061号の入札において、予算超過(2者)により不調となった案件である。また、それに先立つ令和3年3月1日公告においても、入札参加者なしで不調となっている。 再度入札に付すことで、これ以上工期を変更・延期することは、市民等にも影響を与える可能性があり、緊急に工事をする必要がある。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 当該事業者は、予算超過で落札外となった入札者中、競争見積合わせにより最低制限価格以上で最も低い金額を提示した事業者であるため。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局 水道施設課 施設保全係 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|---|----------------|
| 1 契約件名 | 半原水源系統導水管撤去工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第6号> | |
| | 競争入札に付することが不利と認められるとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 厚木市三田南1丁目6番17号 |
| | 名称 | 株式会社須藤建設 |
| 5 案件の概要 | 厚木市による公共下水道工事に伴い、半原水源系統導水管φ500CIP L=68mを、撤去するものである。 | |
| 6 入札を不利とする理由 | <適用要件> | |
| | 他の発注者の発注により履行中の契約と競合する履行内容で、現に履行中の当該契約者が一体的に履行することが、早期の完了又は経費の削減が図れるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本工事は、厚木市の発注により履行中の下水道工事において、当局が所有する使用廃止された水道管が一部支障するため撤去を行うもので、下水道工事の施工と一体で撤去を行うことで効率的に履行され、工期の短縮に加え工事費の大幅な削減が図られる。 | |
| | 当該業者は厚木市発注による公共下水道工事の請負業者であり、当該業者が本工事を一体的に施工することで工事期間が短縮され、また工事費の削減が図られるため | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局 技術部浄水課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|---|--------------|
| 1 契約件名 | 下町浄化センタースクリー脱水機設備修繕工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 千代田区丸の内1-6-5 |
| | 名称 | 石垣メンテナンス(株) |
| 5 案件の概要 | 本工事は、下町浄化センターに設置している、No.2-2汚泥脱水機の修繕を行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき | |
| | 本設備は、汚泥を脱水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である(株)石垣の修繕部門にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局技術部水再生課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|---|-----------------|
| 1 契約件名 | 下町浄化センターH汚水ポンプ修繕工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 中央区日本橋本石町3-3-10 |
| | 名称 | クボタ機工 (株) 東京支店 |
| 5 案件の概要 | 本工事は、下町浄化センターに設置しているH-4汚水ポンプの修繕を行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき | |
| | 本設備は、流入した汚水を送水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造者の修繕部門であるクボタ機工(株)東京支店にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局技術部水再生課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|--|----------------------|
| 1 契約件名 | 下町浄化センター4号焼却炉設備ほか修繕工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横浜市中区相生町3-56-1 |
| | 名称 | 月島テクノメンテサービス(株) 横浜支店 |
| 5 案件の概要 | 本工事は、下町浄化センターに設置している、4号焼却炉設備、焼却炉付帯設備の修繕を行うもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障をきたしているため、No.4汚泥焼却炉本体の耐火物修繕、沈砂破砕機(下段)のカッター他の部品交換等を行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき | |
| | 本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、汚泥処理施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者である月島機械(株)の修繕部門にて施工することにより、汚泥処理施設の運転に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|--|----------------------|
| 1 契約件名 | 非常用貯水装置内面塗装工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル |
| | 名称 | (株)エヌ・ワイ・ケイ |
| 5 案件の概要 | 本工事は、非常用貯水装置内面塗装が劣化しているため、塗装の塗り替えを行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> | |
| | 主たる履行部分において、特殊な技術、設備等を要する場合で、契約の相手方が限定されるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本工事で要求する内面塗装工法(ホットエアレススプレー工法)が特殊な技術を要するため、施工可能業者が選定業者のみである。 | |
| | この工法は、既存食品タンク内の塗装で多く採用されている実績があり、水道法に適合している工法である。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局 技術部 水道施設課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|---|--------------------------|
| 1 契約件名 | 山中立坑自動水質監視装置設置ほか工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横浜市中区蓬萊町2-3-6関内蓬萊ビル601号室 |
| | 名称 | 愛知時計電機(株) 神奈川出張所 |
| 5 案件の概要 | 本工事は、令和4年に予定している配水系統の変更に伴い、田浦第2配水池の配水ブロック管末の水質を監視するため、山中立坑に自動水質監視装置を新設するほか、既設12面の自動水質監視装置盤の経年劣化した盤内電子部品の更新をするものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき | |
| | 市内13か所に設置してある自動水質監視装置システムは、すべて愛知時計電機(株)が設計、製作、据付したものである。今回は、1機場の増設と既設12面の経年劣化した盤内部品更新工事であり、既設盤内電子部品の更新を他社が行うと、責任の所在が不明確となり故障等が発生した場合、対応が困難となる。このため、既設監視装置システム施工業者である愛知時計電機(株)に施工させるものである。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 上記理由により、既設監視装置システム施工業者である愛知時計電機(株)に施工させるものである。 | |
| 8 作成部課名 | 技術部浄水課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------|---|---------------|
| 1 契約件名 | 佐原第1マンホールポンプ電気設備工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号> | |
| | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 横須賀市平作4丁目8番1号 |
| | 名称 | 環境プラント電設(株) |
| 5 案件の概要 | 本工事は、佐原第1マンホールポンプのポンプ制御盤等の移設工事を行うものである。 | |
| 6 緊急で実施する必要性 | <適用要件> | |
| | その他、緊急に契約する必要があると認めるとき | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 道路境界確定により、既設佐原第1マンホールポンプのポンプ制御盤等が民有地に占用されていることが判明した。土地所有者から当該地を含めた土地利用を図るにあたり、局施設が支障することから至急の移設要望があったため。 | |
| | 以前に下町浄化センター遠方監視制御設備改築工事の下請業者として佐原第1マンホールポンプの施工を行っていることに加え、物件購入にてBCP対應用ケーブル作製時に現場調査を行っているため、現場及び設備を熟知している。 また、本工事は現場施工を12月末までに完了しなければならない。 上記の理由により、現場及び設備を熟知し、迅速かつ安全な施工が期待できる上記業者と随意契約願いたい。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局技術部下水道施設課 | |

随意契約理由書

| | | |
|--------------------|--|-------------------------|
| 1 契約件名 | 舟倉第2ポンプ場汚水ポンプ修繕工事 | |
| 2 契約書種別 | 工事 | |
| 3 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> | |
| | 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 4 随意契約先 | 所在地 | 川崎市川崎区日進町26-17 八丁巖レジデンス |
| | 名称 | 荏原実業(株)神奈川支社 |
| 5 案件の概要 | 本工事は、舟倉第2ポンプ場に設置しているNo.2汚水ポンプの修繕を行うものである。 | |
| 6 入札に適さないとする性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき | |
| | 本設備は、舟倉第2ポンプ場に流入する汚水を揚水するために必要なポンプ設備である。この設備に支障が生じると舟倉地域の汚水排除に支障をきたす恐れがあり、下水溢水など緊急を要する被害が想定される。 他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、舟倉第2ポンプ場ほか近隣へ多大な被害をもたらす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。 | |
| 7 随意契約先の選定理由 | 本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器保守部門である荏原実業(株)神奈川支社にて施工することにより、舟倉第2ポンプ場の運用に支障なく安全な施工が期待できるため。 | |
| 8 作成部課名 | 上下水道局技術部水再生課 | |